

### 第3回大牟田市まちづくり基本条例策定審議会摘録

開催日時：平成27年2月23日（月）午後4時30分から午後7時00分

開催場所：市役所北別館第1会議室

出席者：15名（欠席者1名）

傍聴者：0名

報道関係者：1名

#### 1 開 会

#### 2 議 事

（1）前文及び総則の検討結果の確認（資料1～4の前文の説明）

（質疑応答）

##### ○会長

前文について、最初に二重山括弧の部分（衰退等または希薄化等、主役または主体）について検討を行ないたいが意見はないか。

##### ○委員

従来、条例において「主役」という表現はあまり使われてこなかったと思う。なぜなら主役という表現には、市民自身が行動を起こすという強い思いを持つ必要があるからだと思う。まちづくり基本条例市民検討会においても「主役」という表現については議論を行い、その中で「主役」は条文には使わず前文のみに使うということで最終的にこの表現を使うことになったと記憶している。

##### ○副会長

「主体」より「主役」のほうが、一人ひとりが意識して行動し発言する姿勢が鮮明になるので、「主役」の方がよいと思う。

##### ○委員

自らが担い手という市民意識を高めるという意味では「主役」の方が適当だが、まだそこまで市民に求めるのは難しいのではないかと思う。自らが担い手であることをこれから市民に浸透させるという意味も含めて「主体」の方が適当だと思う。

##### ○委員

先ほど「主体」には対等の意味があるという説明があったが、市民と行政が対等かという難しい議論もあると思う。この条例は市民参加を意識した条例であり、そういった意味では「主役」としてもよいのではないかと思う。

##### ○会長

■■委員はどうか。

##### ○委員

前文としてみた場合には「主役」としてよいのではないかと思います。

○委員

思いを伝えることが大事であり、小学生等でもわかるようなわかりやすい表現がよいと思う。そういった意味では「主体」より「主役」の方がよいのではないかと思います。

○会長

それでは、この5段目の部分は「まちづくりの主役は市民」ということにしたいと思う。次に、3段目の二重山括弧の部分について意見を聞きたい。

○委員

「衰退」という表現を使うとまちづくりに携わっている人たちにとっては「自分たちは何のために活動しているのか」といった感じがある。自分としては大牟田市民の関心の度合いといった所も含め「希薄化」という表現の方がよいと思う。

○会長

地域活動行なっている方の意見として■■委員はどう思うか。

○委員

「衰退」というと下げ調子というイメージがある。地域活動を行なっている者としては「希薄化」という表現のほうがよいと思う。

○委員

町内公民館の加入率が30数%という状況においては「衰退」という表現なのかもしれないが、「希薄化」の方がソフトな表現でよいのではないか。

○委員

地域コミュニティに対する市民の意識が希薄化しているということは、地域で活動を行なっている中で強く感じる。自分としては「衰退」という表現ではなく「希薄化」ということで地域に呼びかけた方がよいと思う。

○委員

地域の現状でみると「衰退」というのが実態かもしれないが、前文は理想の姿を決意表明したものである。「希薄化」という表現にしてこれから頑張ろうという意味合いを残しておいた方がよいのではないか。

○委員

コミュニティが希薄化しているといった捉え方があるのか。ここは現状を謙虚に捉えつつ、これからまちおこしに取り組んでいくという意味合いを込めて、「衰退」とする考え方もあるのではないか。

○委員

前文を読んで市民がどのように思うかというところがあると思う。客観的に見た場合、大牟田市の自治組織への加入率はかなり低い。「衰退」というはっきりした表現を使うことで、課題に取り組むという姿勢を明確にすることもあると思う。

○委員

地域コミュニティの現状を認識してもらうためにも「衰退」が適切な表現だと思う。

○会長

「衰退」と表現した方が危機感を表すことができるということか。

○委員

現場としては自治組織への加入の掘り起こしをしているのに、「衰退」ということになると、「なんだこれは」ということになるのではないかと思う。一方、「希薄化」にはまだ活動して加入の掘り起こしをする余地がまだあるというニュアンスがあるのではないかと思う。

○副会長

地域への無関心を表すときには両方とも必要な表現だと思う。

○委員

市民意識または人間関係の希薄化ということなら分かるが、さっき地域コミュニティが希薄化するという捉え方があるのかという指摘があったとおりに理解できないところがある。

○委員

地域コミュニティへの関心が希薄化しているのだと思う。

○委員

衰退には組織の硬直化等の意味があると思う。いま指摘があったように価値観の多様化によって住民関係の希薄化と地域コミュニティの衰退というように「希薄化」と「衰退」の両方を取り入れてはどうか。

○委員

希薄化と衰退の両方の表現を入れた方がよい。

○会長

意識の希薄化を原因と捉えて、「地域への意識の希薄化による地域コミュニティの衰退」ということではどうか。

○委員

「希薄化」という表現は確かにここでは馴染まないように思う。地域コミュニティとは組織を表す表現であると思うので、「地域コミュニティの弱体化・・」という表現が適当だと思う。

○会長

弱体化と衰退とでは意味合いが異なるのか。

○委員

弱体化の方が衰退より強い意味合いがあると思う。

○委員

希薄化という表現に人間関係や地域への帰属意識、地域そのものへの意識等の概念がでてきたが、これらを包括するような表現を考えるのかそれらを

一つ一つ出していくのか考えないといけないと思う。

○会長

今までの議論でいうと「地域への関心の希薄化による地域コミュニティの衰退」ということだろうと思う。

○委員

ここでは地域コミュニティつまり地域の共同体への意識若しくは関心が低いことをいっているのだと思う。地域コミュニティに自分がお世話になるという感覚がないからそういったことになっている。地域コミュニティへの関心がないということであり、その背景としては人間関係もある。地域コミュニティの何が問題かということと衰退していることであり、その背景として関心と意識の低さがある。

○会長

これまでの意見をまとめてもらい次回に確認を行なうことにしたい。次に3段目の「市民等」の表現については、定義とも関係してくるので後で議論することとしたい。では4段目の「全ての市民が・・・」の所だが意見はないか。

○委員

前回、「高齢者も障害を持った方も・・・」といった表現をこの部分に入れてもらいたいと発言したが、それはこういった表現を入れることによって、高齢者や障害を持った人にも市民から関心が持たれているということが分かり、市民がそういった人に関心を持っているということが明らかになることで高齢者や障害を持った人たちの生きる希望にも繋がるからである。

○委員

ある施設の会合で講義をした弁護士が障害者と言っただけでも差別になるという話をしたと聞いたことがあるが・・・。

○委員

その講義の話は障害者の権利条約からきていると思う。障害者といっただけで差別に当たるというのはそのとおりであり、障害者に対して社会がきちんと対応していないということが問題という考え方もある。行政は障害者に対する市民の意識向上を図る義務があり、この条例はまさにそういった所に目を向けさせることができるものである。大牟田市には合わせて5万人の高齢者と障害者がいる。その市民のための条例作りなので、「高齢者、障害者」という表現は前文に入れるべきだと思う。

○会長

「高齢者や障害を持った方を含めて市民等が」という表現が一番近い表現ということになるだろうか。

○委員

社会福祉協議会の発行する文書では、障害の害はひらがな表記することに

なっており、前文にこの表現を入れるのであれば「障がい」という表記でお願いしたい。

○委員

色々な考え方があり必ずしも障害の害が駄目だということではないとは思いますが・・・

○委員

個々の委員の意見に耳を傾けるとこういった話になるということも理解できるが、障害者や高齢者に関しては個々の法律において審議が行なわれている。障害者も高齢者も大きな括りの中で市民として捉えるという事務局の案が出されており、一般論として考えた場合には障害者や高齢者という表現をあえてここに入れるということには疑問を感じる。

○委員

社会的な弱者は障害者や高齢者だけではなく、妊婦や女性、子供等も弱者といえる。そういった弱者を個々にピックアップするのではなく一括りにして、弱者についてはそれぞれに案件で市民の理解を深めることが適当である。この前文においてはコミュニティという部分にウエイトがあるので、ここでは「全ての市民」という表現とした方がよいと思う。

○委員

とは言うものの市民の約4割が社会的弱者であることには変わりはない。

○委員

こうしたことを数字で判断するという考えには賛同できない。高齢者や障害を持った人が社会的弱者ということはわかるが少子化という問題もあるし、全ての社会的弱者を網羅できる表現でないのであれば「全ての市民が」の表現を優先すべきだと思う。

○委員

「高齢者や障害のある人も含めて全ての市民」という表現にすれば、子供も含めて全て網羅できるのではないか。

○委員

高齢者や障害者に関しては別の法律があるので、それらの周知や理解が不足しているのが問題ということになると思う。

○委員

65歳以上の高齢者の大部分は健康であり、介護保険を受けているのは全体の2割程度に過ぎない。この条例は協働のまちづくりを推進するものであり、大部分の健康な高齢者にまちづくりに参加してもらうためにはどうしたらよいかということが主眼となる。高齢者等をあまり強調しすぎるとそこを定義しなくてならなくなる。障害者に関してはそれに関する権利条例でしっかりやっていくということで問題はないと思う。

○委員

前文はこの条例の思いを伝えるものだと思う。以前、この条例にある人材育成がこの条例の特徴という説明があったが、そういったことは当たり前のことだと思う。高齢者が多いということこそ大牟田市の特徴である。

○委員

前文には理想的な姿を入れる必要がある。このように意見が割れる点については今後整理していく必要がある。第三者の意見も聞いてもらいたい。

○会長

地域で活動を行なっている■■委員の意見はどうか。

○委員

高齢者がコミュニティの中心となっているという状況はあると思うが、大部分の高齢者が元気だというのも事実であり、高齢者が弱者ということにはならないと思う。

○会長

福祉関係の条例や政策も別にあるので、高齢者や障害者をここでクローズアップしなくてもよいということだと思う。ここは「全ての市民が」という表現にすることとしたいがいかがか。

○委員

前文のこの部分に高齢者や障害者という表現を入れることがそういった人たちの権利を主張しているということではないと思う。高齢者や障害を持った人に配慮することがそういった人たちにとって住みよいまちづくりに繋がるということであれば、思いとして前文に「高齢者や障害を持った人」という表現を入れるべきだと思う。「全ての市民」という表現で包括したときに、どの程度「全ての市民」をイメージできるのかと思う。単に高齢者や障害者の権利を主張しているというではないと思うし、そういった社会を創っていくことが全ての市民にとって住みよいユニバーサルデザインの社会に繋がっていくという方向性はあると思う。

○会長

では、具体的にいうとどういった表現がよいと思うか。

○委員

「高齢になっても障害を抱えても」または「たとえ高齢になっても障害を抱えても」といった表現ではどうかと思う。

○委員

この条例が出来たときのことをイメージしたときに、高齢者や障害者に寄り添うことができるまちになればよいと思う。

○委員

社会的弱者を全て網羅できていない中で高齢者、障害者といった表現を使うべきではないと思う。

○会長

「安心して心豊かに暮らし続けられる住みよいまち」という所で先ほどの  
■委員の指摘するユニバーサルデザインの考え方は汲み取ることができるのではないかと思う。

○委員

考え方として高齢者や障害者に配慮する社会を創るということが全ての市民にとってもよいことに繋がるということを書いたかったので、先ほどはそういった発言をさせてもらった。

○会長

この部分に関しては解説を作成するのでその中で説明を加えることで対応することとしたいが、■委員はそれでよいか。

○委員

納得はしていないが他の皆さんの意見がそういうことであれば了承する。

○会長

では次に5段目の「この基本理念に基づき・・・」の部分で意見はないか。

○委員

「この基本理念」の「この」は4段目のことを指すのか。

○会長

3段目と4段目のことをいっていると思うが、「この」は「上記の」に変えてもよいのではないか。

○委員

4段目の下から2行目の「全ての市民」が削除されているが、「ふる里として・・・」の主語が「次世代を担う子どもたち」になるのはよいのか。

○会長

「次世代を担う子どもたち」を削除して「全ての市民」の中に包含させさせてはどうか。

○委員

子供に特化した施策を考えていないのであれば「全ての市民」の中に子供も含まれるということではよいのではないか。

●事務局

この部分については、市民検討会においてこれからの地域を担うのは次世代の子どもたちだということからこの表現を入れることになった。また、これから審議いただく地域コミュニティの推進の章においても、地域活動を担う次世代の育成という条文があるため、この表現については残していただきたい。

○副会長

高齢者が非常に多いということでそこに関心が集まる中で、子供たちに焦点があたっていないという意見が市民検討会で出た。子供たちにもっと目を向けることで、子供たちが地域に愛着を持って生きていけるようにという意

味が込められている。そのため、削除するのではなく「子供たちが中心となり」といった表現を入れてもらえればよいのではないかと思う。

○委員

「次世代・・・」以降の表現を「わがまち大牟田に希望と愛着を持てる次世代を担う子どもたちとともに・・・」といった表現にしてはどうか。市民検討会においても子供たちに希望と愛着を持ってもらわないことには始まらないという議論があったと思う。

○委員

先ほどの提案は大人と子供の両方にかかってくるのでよい表現だと思う。子どもたちに地域への愛着を持ってもらうには私たち親世代が地域への愛着を持っているというのが前提だと思う。

○会長

この部分については先ほどの■■委員の提案の表現を採用したい。では次に総則の目的について確認を行いたい。■■委員は事務局案についてどう思うか。

○委員

案2の「心豊か」というのは曖昧な表現ではないかと思う。

○委員

人がつくるまちづくりなので「心豊かな」という表現のある案2がよいのではないかと思う。

○委員

「豊かな」というのは心持の面であるので、原案からそこをとって「活気ある地域社会」でよいのではないかと思う。

○会長

ここでは物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさが大切であるということから「心豊かな」という表現にしてはどうかというのが前回の議論だったと思うが他に意見はないか。

○委員

物質的な豊かさではなく、案2の心が豊かという表現はよいと思う。

○委員

案2の「心豊か」というのは前向きな表現であり、心の豊かさが魅力ある地域社会に繋がるという意味ではこういった表現の方がよいと思う。

○委員

色々立場が異なる人が協力していこうとする時に、人の気持ちを無視して勝手に進めていくということになっていけないと思う。そういった意味で豊かで幸せな地域社会を創ってってもらいたいというふうに考える。

○委員

前文の4段目に「心豊かに暮らし続けられる・・・」という表現があるの

で、「心豊か」という表現は基本理念に含まれるということであればこの表現は無くてもよいのではないかと思います。そこを踏まえて地域社会にかかる表現については議論して考えればよいと思う。

○委員

「基本理念に基づく地域社会の実現を図る」という表現ではどうか。

○委員

あまり難しく考える必要は無いのではないかと。小学生等でも分かるような分かり易い表現であればよいのではないかと思います。

○委員

わかり易い表現ということであれば案2で良いと思う。

○会長

他に意見はないか。

○委員

分かりやすくといった点では案2がよいと思う。

○委員

前回自分が指摘した部分だが、解説において説明を加えるのであれば原案のままでもよいと思う。

○委員

市民参加や協働の推進ということは、市民が行政の政策にものを言うことによって、きめ細かいサービスの提供を受けることができるようになり、市民もまちづくりに関わりを持って市民が主役の社会を実現することができるというところに繋がると思う。そう考えると心豊かという部分には福祉的な要素もあるし、また活気あるというところには、NPOとの協力により新しい市民サービスを提供するといった雇用促進といった意味も含まれる。また、心豊かの中には安心といった意味も含まれるといったことを共通理解として持つという考え方ではどうだろうか。協働の推進によってきめ細かいサービスを提供するということは、安心な社会を創っていくことにも繋がっていくものだということを最近の他市の事例からも感じるところである。

○委員

この「心豊か」という部分には「思いやりがある」という意味あいを感じた。心の豊かさが今の社会には必要だと思うので、前文とダブルところもあるが目的としてこの表現は大事だと思う。

○会長

それでは目的については、案2ということにしたい。次に定義について確認を行いたい意見はないか。

○委員

昨今の事業者は国民の生活を豊かにするといったことを目的に事業を行っており、専ら営利を目的とする事業は行っていないと考えるので、こ

の事務局案の定義は適当ではないと考える。

●事務局

協働の主体には市民以外に地域活動団体や市民活動団体、事業者があるが、非営利の事業活動を行なう市民活動団体等と営利を目的とする事業者とを区別するためにこういった表現としている。

○委員

一般的に事業とはやはり営利も目的とするものではないか。

○委員

自分としてはお客さんに喜んでもらってその結果が利益につながるという認識がある。

○委員

ここでいう事業者とは利益を分配する人たちのことだと思うが、事業者にはNPO法人等のように営利を目的としない団体も含まれると思う。それから市民等についてだが、後の条文に市民等という表記が多数出てくるのが非常に読みづらい。自分としては市民の定義に事業者も含めてしまえばすっきりして分かりやすくなると思う。また、事業者は「営利または非営利を目的とする活動を行なう個人または法人」としてはどうか。

○会長

他市において、行政と協働していくのは個人ではなくグループ等の団体であり、その中には非営利も営利もあるという話になったことがあり、市民は複数で捉えた方がよいという議論があった。しかしその後、個人で協働していくという考え方も主流となってきている。他市の状況について■■委員に聞きたい。

○委員

他市でも事業者には市民とは異なる社会的責務があるとするところもあり、そういったところは事業者を別に定義をしている。営利を目的とする事業者と営利を目的としない活動を行なう市民活動団体とを一緒にしてしまうと、活動の原理が異なるので矛盾が生じてしまうと思う。大牟田市における事業者の役割が■■委員が言うようなものであるならばそういった定義づけを必要とする場合もあると思う。

○委員

企業において地域貢献をすることは社会的責任として経営の中に位置づけられていると思う。

○委員

企業の目的は営利活動を行なうことであり、その反射的結果がCSR（企業の社会的責任）活動に繋がると思う。利益を上げないことには企業は何もできないのであり、CSR的側面を前面に出すのはどうかと思う。

○会長

個人としての市民と市民及び事業者、市民活動団体、地域活動団体を市民等と分けるという事務局の考え方に対し、■■委員はそれらを全て市民に含ませる方がよいという意見だと思うがこれについてはどうか。

○委員

原案の事業者の定義では営利を目的とするという表現はなく、単に事業活動を行なうとなっていたが、今回の定義で営利活動を行なうという表現が入ってきているのには何か理由があるのか。また、NPO等も収益を上げないと組織が成り立たないという側面があり、どういったところが営利を目的としない活動を行なう個人または法人に該当するのかを教えてください。さらに、協働の担い手として事業者も加わってもらうことで地域も活性化していくというところもあると思うので、そこを加味した表現にしないといけないと思う。

●事務局

前回の資料2にあるように、当初事業者は「市内において事業活動を行なう個人及び法人」となっており、この中には営利と非営利の活動を行なう事業者の両方が含まれていたため、営利と非営利の事業者を区別するために事業者を「営利を目的とする事業を行なう」という表現にしている。なお、NPO法人等の市民活動団体も収益事業を行なうが、収益を分配しないという意味においてこれらは営利を目的とする事業者には該当しない。また、市民等という用語を使わず市民の定義の中に事業者や市民活動団体等の主体を包含させるという意見があったが、この後審議いただく部分で個人としての市民の役割が定められていることから、市民と市民等とに定義を分けている。

○会長

事務局案では個人を示す市民と市民活動団体、事業者、地域活動団体を協働の主体として想定している。また、先ほど■■委員から今の企業は営利を目的としていないという意見があったが、企業において営利を目的としない事業は成り立たないと思う。

○委員

企業活動はボランティア活動ではないので利益を上げないことには事業は成り立たないが、利益を目的とした経営ではなく事業活動を通して結果的に利益がでるということを言いたかった。

○会長

利益を分配という点からするとそれを行なわないというのがNPOの定義となっている。CSR論の点からすると■■委員の言うとおりだが、法的には営利を目的とすることが企業としての事業者の定義となっている。では次に市民の定義についてだが、市民の定義に市民、事業者、地域活動団体、市民活動団体が含むという考え方と、個人としての狭義の市民を市民と定義し、その市民と市民活動団体、事業者等の団体を含むものを市民等とする考

え方があるが、これについて意見はないか。

○委員

個人も団体も含めて市民とするほうがよいと思う。

○会長

ここについては第2章にも関連してくるが、他市で市民等が使われているところはあるのか。

○委員

他市でも市民等が使われている場合はある。この場合、市民等に対する市民の定義は個人のイメージがある。

○委員

臼杵市の市民の定義では市民の中に住民や通勤・通学者、事業者等全てが含まれている。

○会長

その条例において市民の役割はどう定義されているか。

○委員

臼杵市の条例の市民の役割は分からないが、糸島市では市民の責務として①まちづくりに関心を持ち情報把握に努めること、②まちづくりの主体としての自覚を持ち相互連携すること等が定義されている。

○会長

この市民には事業者等の団体も含まれるのか。

○委員

市民の定義については資料を持ち合わせていない。

○会長

事務局案で特に不都合がなければ後の条文を通して見てみて、後で改めて定義については検討することとしたい。

○委員

資料4の市民活動の但し書きの部分だが、宗教団体等の活動を全て否定しているように聞こえるので検討をお願いしたい。

○会長

「宗教、・・・関する」という表現ではなく、「宗教、・・・を目的とする」といった表現にすればその辺はクリアーできるのではないか。

●事務局

修正案を検討することとしたい。

(2) 市民の役割 (資料5の説明)

(質疑応答)

○会長

市民検討会では行政からの情報発信がなされていないという意見がある

一方で、市民自らが情報をキャッチしていないという意見もあった。また、第3項に関連するが、市民の役割として地域活動における役割を規定して、市民活動によるまちづくりに関する役割を規定していないのは不公平ではないかという意見もあったが、地域の人間関係が希薄化してきている中で特に地域に関心を持ってもらったほうがよいという考え方からこの条項が設けられている。

○委員

地域活動に携わっている者として、第3項に書かれているように相互に連携・協力することは必要だが、その前提としてお互いの立場を理解し他人を思いやる気持ちがまずもって必要になると思うので、「相互に連携・・・」の前に「お互いの立場を理解し思いやりを持って」といった表現を加えてもらえるとよいと思う。

○会長

地域活動を行なっているほかの方の意見はどうか。

○委員

そういう表現を加えたほうがよい。

○会長

それでは先ほどの■■委員の意見を加えて修正することとしたい。

○副会長

第1項の「・・・の主体」の表現はこのままでよいのか。

●事務局

さきほど前文で議論した「主役」という表現については、前文において特に市民の思いを表すので使用するという事だったと思う。この条例では市民、行政、事業者、地域活動団体、市民活動団体がまちづくりの主体として規定しており、ここで「主役」という表現を使うと市民の役割としては強めの意味合いを持つようになると思う。

○会長

他に意見もないようなので「市民の役割」についての審議はここまでとする。

(3) 市の役割 (資料5の説明)

(質疑応答)

○会長

第5条の条文の名称は行財政運営ではなく、行政運営のままでよいのか。

●事務局

整合性を図るため、行財政運営に修正させていただきたい。

○会長

あまり時間がないので、第6条は次回議論することとして、次の第4章のポイントのみを事務局から説明いただき、次回までに委員の皆さんには質問

したい項目等を考えてきていただきたい。

(4) 協働の推進 (資料5の説明) のポイントのみ説明

(質疑応答)

○会長

市民検討会において市民自身もまちづくりに関する情報を積極的に得る必要があるという指摘があった一方、市も説明責任を果たす必要があるということになった。また、具体的な市民参加の方法等についても定められているところである。皆さんには市民参加の対象についてこれ以外にも何か無いか考えてきてもらいたい。なお、次回これについて議論したいということがあればポイントだけ挙げていただきたい。

○副会長

協働において市民参画という言葉が重要だと思う。次回このことについて議論させていただきたい。

○会長

他になれば本日の審議はこれで終了とする。

3 その他

(1) 次回以降の審議会の日程及び場所について

第4回審議会

日程：平成27年3月26日(月)午後4時30分～

場所：北別館第1会議室

第5回審議会

日程：平成27年4月20日(月)午後4時30分～

場所：未定(後日連絡)

4 閉会